

1. 届出対象行為

(1) 一般景観区域内での届出対象行為

届出対象行為	規模										
(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル） ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。										
(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1										
(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するもの（以下「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。） イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物に該当するものを除く。） ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり <table border="1"> <tr> <td>アに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td>イからエに掲げる工作物</td> <td>高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）</td> </tr> <tr> <td>オに掲げる工作物</td> <td>高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）</td> </tr> <tr> <td>カからサまでに掲げる工作物</td> <td>高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td>シに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> </table> <p>ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イからエに掲げる工作物	高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）	オに掲げる工作物	高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）	カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル	シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル
アに掲げる工作物	高さ5メートル										
イからエに掲げる工作物	高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）										
オに掲げる工作物	高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）										
カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル										
シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル										
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の2分の1										
(5) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずるのり面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあっては10,000平方メートル、のり面、擁壁の高さにあっては5メートル										

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。以下同じ。

(2) 特定景観区域内での届出対象行為

届出対象行為	規 模										
(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	高さ13メートル又は延べ面積10平方メートル ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。										
(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積が10平方メートル										
(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物 イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備 ス 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線その他これらに類するもの（その支持物を含む。） セ 自動販売機	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり <table border="1" data-bbox="831 730 1385 1055"> <tr> <td>アに掲げる工作物</td> <td>高さ1.5メートル</td> </tr> <tr> <td>イに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td>ウからシに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが5メートル）又は築造面積10平方メートル</td> </tr> <tr> <td>スに掲げる工作物</td> <td>高さ10メートル</td> </tr> <tr> <td>セに掲げる工作物</td> <td>高さ1メートル</td> </tr> </table> ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。	アに掲げる工作物	高さ1.5メートル	イに掲げる工作物	高さ5メートル	ウからシに掲げる工作物	高さ5メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが5メートル）又は築造面積10平方メートル	スに掲げる工作物	高さ10メートル	セに掲げる工作物	高さ1メートル
アに掲げる工作物	高さ1.5メートル										
イに掲げる工作物	高さ5メートル										
ウからシに掲げる工作物	高さ5メートル （建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが5メートル）又は築造面積10平方メートル										
スに掲げる工作物	高さ10メートル										
セに掲げる工作物	高さ1メートル										
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積が10平方メートル										
(5) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該行為に伴い生ずるのり面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	次のいずれかに該当するもの (1) のり面、擁壁の高さにあつては1.5メートル (2) 面積300平方メートル										
(6) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更で、当該行為に伴い生ずるのり面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	次のいずれかに該当するもの (1) のり面、擁壁の高さにあつては1.5メートル (2) 面積300平方メートル										
(7) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物の堆積で、右欄に掲げる規模を超えるもの	堆積の期間が90日を超え、かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 高さ1.5メートル (2) 面積50平方メートル										
(8) 樹木等の伐採で、右欄に掲げる規模を超えるもの	次のいずれかに該当するもの (1) 樹木等の高さ5メートル (2) 伐採面積50平方メートル										

備考1. 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
2. 再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。